

神奈川県県有財産規則（昭和59年3月31日規則第40号）

第2節 行政財産の使用許可
全部改正〔平成27年規則54号〕

（許可の範囲）

第25条 使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければこれを行うことができない。

- (1) 国若しくは地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益の用に供するために使用するとき。
- (2) 電気事業、水道事業、ガス事業その他の公益事業を行う団体において、その公益事業の用に供するために使用するとき。
- (3) 県の指導監督を受け、県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。
- (4) 職員、学生、入院患者その他の県有施設を利用する者の利便に供するため、食堂、売店等の厚生施設又は利便施設を設置する目的で使用するとき。
- (5) 神奈川県職員の職員団体又は労働組合がその事務の用に供するために使用するとき。
- (6) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他の公的目的のために行われる講演会、研究会、公職選挙等の用に短期間使用するとき。
- (7) 災害その他の緊急事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間使用するとき。
- (8) 県の所有地に隣接する土地の所有者又は使用者が電気、ガス、上下水道等の設備の設置その他生活の用に供するために使用するとき。
- (9) 県が取得する建物等の建築工事等を行う場合において、これらの工事用資材置場等の用に供するために使用するとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、財産経営部長が特に必要と認めるとき。
一部改正〔平成11年規則68号・22年18号・25年48号・27年54号〕

（許可の申請手続等）

第26条 使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、財産経営部長が別に定める場合を除き、行政財産使用許可申請書（第11号様式）に位置図、求積図その他当該許可の権限を有する者（以下「許可権者」という。）が必要と認める書類を添えて知事又は出先機関の長に申請しなければならない。この場合において、申請者が法人である場合にあっては、定款又はこれに準ずる書類を添えなければならない。

- 2 使用許可を受けた者が当該許可に係る許可事項の内容を変更しようとするときは、必要書類を添えて行政財産使用許可事項変更申請書（第12号様式）により知事又は出先機関の長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 3 使用許可を受けた者が当該許可に係る使用期間の満了後において引き続き当該許可に係る行政財産を使用しようとするときは、必要書類を添えて行政財産使用許可更新申請書（第13号様式）により知事又は出先機関の長に申請し、その許可を受けなければならない。
- 4 使用許可を受けた者が自己の都合で当該許可に係る行政財産の使用を取りやめたときは、必要書類を添えて行政財産使用廃止届（第14号様式）によりその旨を知事又は出先機関の長に届け出なければならない。

一部改正〔平成20年規則73号・22年18号・25年48号・27年54号〕

（承継の許可）

第26条の2 使用許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る権利を承継させるものに限る。）（以下「相続等」という。）があつた場合において、相続人、合併

後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可に係る権利を承継した法人（以下「相続人等」という。）が引き続き当該許可に係る行政財産を使用しようとするときは、相続人等は、必要書類を添えて行政財産使用許可承継許可申請書（第14号様式の2）により知事又は出先機関の長に申請し、その許可を受けなければならない。

追加〔平成11年規則12号〕、一部改正〔平成13年規則30号・27年54号〕

（許可の期間）

第27条 使用許可に係る許可権者は、当該許可をしようとする場合において、3年を超える使用期間の許可をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、5年を超えない範囲内で当該許可の期間を定めることができる。

- (1) 電柱、電話柱（電話その他の通信又は放送のように供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）、その他の柱類、共架電線（電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。以下同じ。）、看板、標識、管類及びその附属設備を設置するために使用するとき。
- (2) 第25条第2号に該当する場合において電線路、管路、軌道等及びその附属設備を設置するために使用するとき。
- (3) その他特に理由があると財産経営部長が認めるとき。

2 前項に規定する使用許可の期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。

一部改正〔平成22年規則18号・25年48号・27年54号・令和2年32号・103号〕

（光熱水費等の負担）

第28条 使用許可を受けた者は、財産経営部長が別に定めるところにより、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、上下水道等の諸設備の使用に必要な経費その他の当該行政財産の使用に必要な経費を負担しなければならない。